## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	令和5年 8月 7日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区丸の内1-6-6	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本生命保険相互会社 不動産部長 藤原 尚樹 電話 03-5533-6219

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等		前年度				
	第一種特定製品の種類	年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンディショナー	159 台	2 台	0 台	159 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0	0 台	0 台	
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充塡量		代替フロン回収量		
	エアコンディショナー	2. 4	キログラム	1.4	キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者 が 随時、情報を更新するなど、適切に管理している。				
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が 府の登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者に冷媒用代替フロンの 回収を依頼するよう運用している。				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	府内の事業所で管理しているエアコン全てに対して、夏期の前に試運 転に、異音の発生等がないか確認している。				
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度 に 基づき充塡回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが 回収されたことを確認してから機器を廃棄する。				
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	地球温暖化係数がより低い代替フロンである R32 を冷媒として使用する家庭用エアコンに 更新 する。					
特記事項						

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

<sup>2 「</sup>第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。